

令和 2 年度決算に係る
定期監査資料

令和 3 年 6 月

中部県税事務所

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1 頁
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1
3	職員の定員、現員調べ	1
4	役付職員の調べ	1
5	主な事業に関する調べ	2
6	収入証紙取扱調べ	7
7	現金の取扱状況	7
	(1) 現金取扱状況	
	(2) つり銭の状況	
8	財産に関する調べ	8
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の保有状況	
9	財産の貸付け及び使用許可調べ	8
10	借受不動産明細調べ	8
11	職員駐車場の管理状況調べ	8
12	寄附物件の受納状況調べ	8
13	備品の処分状況調べ	8
14	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	8
	(1) 亡失、損傷の報告状況	
	(2) 物品確認の実施状況	
15	収入未済額調べ	9
	(1) 県税未収金	
	(2) - 1 税外収入未済額 (県税関係)	
	(2) - 2 税外収入未済額 (県税関係以外)	
16	未収金回収促進のための取組状況	1 1
	(1) 県税関係	
	(2) 税外収入関係	
17	不納欠損処分調べ	1 3
17-2	延滞金の処理	1 3
○	意見、要望等	1 4

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項

該当なし

(2) 監査意見

該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況

該当なし

3 職員の定員、現員調べ

(令和3年4月1日現在)

種別 区分	事務職員		技術職員		現業職員		計			備考
	当該年度	2.4.1現在	当該年度	2.4.1現在	当該年度	2.4.1現在	当該年度	2.4.1現在	2.4.1現在	
定員	18	19					18	19		
現員	() 19	() 19	()	()	()	()	() 19	() 19		
過不足(△)	1	0					1	0		5月から産休・育休
臨時的 任用職員	0	0					0	0		
会計年度 任用職員	4	4					4	4		一般事務4

4 役付職員の調べ

(令和3年6月1日現在)

職名	氏名	在職期間		備考
		年	月	
所長	安井 啓介	0	2	
副所長 兼収税課長	佐々木 利子	0	2	出納員
課税課長	中本 伊知郎	1	2	
収税課課長補佐	牧田 潤一	0	2	
収税課課長補佐	町 鉄男	1	2	
課税課課長補佐	(兼) 穴戸 裕康	5	2	東部県税事務所 西部県税事務所

5 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳																																							
		国庫支出金	起債	その他	一般財源																																				
県税収入の確保	—																																								
将来ビジョン	—																																								
令和新時代創生戦略	—																																								
政策項目	—																																								
(概要)																																									
ア 目的及び事業の実施状況																																									
(ア) 目的																																									
<p>厳しい財政状況が続く中、県税は貴重な自主財源であることから、適正かつ公平な税負担の実現及び納税者に対する説明責任を果たすことに努め、県民の信頼と協力のもと、県税収入を最大限確保すること。</p>																																									
(イ) 事業の実施状況																																									
<p>① 早期に滞納整理を開始することにより時機を失することなく滞納者の実態を把握し、適切な納税指導を行うとともに、善良な納税者の納税意欲を阻害することのないよう、納税資力があるにもかかわらず納税意思が希薄であると認められる滞納者については、地方税法等の関係法令に基づき厳正な滞納処分を執行し税収確保に努めており、特に、滞納繰越者に対しては、年度当初に徹底した財産調査を行った上で徴収方針を決定し、年度内完結を目指している。</p> <p>一方、生活困窮など真に納税が困難である者については、地方税法に定める徴収緩和措置等を適用しながら滞納額の圧縮を図るとともに、必要に応じて生活保護の窓口を案内するなど、関係部署との連携にも努めている。</p> <p>なお、預金の差押等にあたっては、滞納整理事務手続マニュアル(平成21年4月税務課作成)の取扱いに基づき適正な執行に努めている。</p>																																									
<p>② 分納を希望する滞納者に対しては、分納誓約書を提出させる前に収入支出の現状を通帳などの資料により確認し、厳格な審査に基づいて分納の可否を判断することを継続して実践しており、分納が特例的な扱いであることを認識させるとともに、誓約どおりに納付計画を履行する必要があること、並びに本来税金は期限内納付すべきものであることの意識の醸成に努めている。</p>																																									
<p>③ 地方税滞納整理機構(県と市町村が相互に他団体の徴税吏員となり共同徴収を行う任意団体)等の活動や定期的な意見交換会を通じて、市町及び鳥取中部ふるさと広域連合等の関係団体と緊密な連携の下、滞納者の情報共有や滞納整理を効率的に進めている。</p>																																									
<p>④ 適正・公平な課税を確保するために、各種調査を実施した。</p>																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>調査件数(前年度)</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人県民税・事業税調査</td> <td>48(97)</td> <td>法人税賦課決定資料(決議書)閲覧調査</td> </tr> <tr> <td>法人登記事項調査</td> <td>238(326)</td> <td>法人登記事項(新規・変更等)資料収集調査</td> </tr> <tr> <td>不申告法人・休廃業法人調査</td> <td>41(23)</td> <td>不申告法人・休廃業法人実態調査</td> </tr> <tr> <td>自主決定法人調査</td> <td>7(8)</td> <td>医療法人の所得金額計算書等書面調査</td> </tr> <tr> <td>個人事業税調査</td> <td>842(1,020)</td> <td>個人事業税賦課資料(決算書等)税務署収集調査</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税家屋評価調査</td> <td>210(132)</td> <td>非木造家屋の新築家屋等現地調査</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税登記事項調査</td> <td>8,115(7,665)</td> <td>所有権移転等登記事項の資料収集調査</td> </tr> <tr> <td>免税軽油使用者調査</td> <td>24(21)</td> <td>免税軽油や使用者証等の管理状況、未登録機械の確認等の現地調査</td> </tr> <tr> <td>産廃税特別徴収義務者調査</td> <td>3(8)</td> <td>処分場への搬入数量等の実額調査</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1(4)</td> <td>中国四国一斉路上抜取調査(軽油引取税)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,529(9,304)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						区分	調査件数(前年度)	内容	法人県民税・事業税調査	48(97)	法人税賦課決定資料(決議書)閲覧調査	法人登記事項調査	238(326)	法人登記事項(新規・変更等)資料収集調査	不申告法人・休廃業法人調査	41(23)	不申告法人・休廃業法人実態調査	自主決定法人調査	7(8)	医療法人の所得金額計算書等書面調査	個人事業税調査	842(1,020)	個人事業税賦課資料(決算書等)税務署収集調査	不動産取得税家屋評価調査	210(132)	非木造家屋の新築家屋等現地調査	不動産取得税登記事項調査	8,115(7,665)	所有権移転等登記事項の資料収集調査	免税軽油使用者調査	24(21)	免税軽油や使用者証等の管理状況、未登録機械の確認等の現地調査	産廃税特別徴収義務者調査	3(8)	処分場への搬入数量等の実額調査	その他	1(4)	中国四国一斉路上抜取調査(軽油引取税)	計	9,529(9,304)	
区分	調査件数(前年度)	内容																																							
法人県民税・事業税調査	48(97)	法人税賦課決定資料(決議書)閲覧調査																																							
法人登記事項調査	238(326)	法人登記事項(新規・変更等)資料収集調査																																							
不申告法人・休廃業法人調査	41(23)	不申告法人・休廃業法人実態調査																																							
自主決定法人調査	7(8)	医療法人の所得金額計算書等書面調査																																							
個人事業税調査	842(1,020)	個人事業税賦課資料(決算書等)税務署収集調査																																							
不動産取得税家屋評価調査	210(132)	非木造家屋の新築家屋等現地調査																																							
不動産取得税登記事項調査	8,115(7,665)	所有権移転等登記事項の資料収集調査																																							
免税軽油使用者調査	24(21)	免税軽油や使用者証等の管理状況、未登録機械の確認等の現地調査																																							
産廃税特別徴収義務者調査	3(8)	処分場への搬入数量等の実額調査																																							
その他	1(4)	中国四国一斉路上抜取調査(軽油引取税)																																							
計	9,529(9,304)																																								

イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ・スマートフォン、クレジット、共通納税による電子納税や、納税証明書、免税軽油使用者証交付に係る電子申請などを推奨するとともに、電子申告システムを活用し、新型コロナにより影響を受けた法人等からの申告期限延長や徴収猶予特例の申請対応を行った。
- ・免税軽油制度の3年に1度の適用延長に伴う使用者証更新及び免税証交付に係る申請手続については、高齢者等の多い農業に従事する方の利用が9割を超えるため、電子申請に不慣れな点等を踏まえ、新型コロナ感染防止対策として、申請書類チェックシートと返信用封筒を活用し、郵送申請を推奨した。
- ・毎年、中部管内の産業廃棄物処分場税の特別納税義務者等の実額調査を行っていたが、制度導入後15年が経過し、申告制度への理解も概ね定着していることから、毎年の調査を隔年調査による方法に見直した。

ウ 成果及び効果

- ・取り組みによる自動車税の督促状等の発付件数の圧縮
 督促状の発付件数 R1→R2 2,762件→1,719件 (▲1,043)
 差押予告の発付件数 R1→R2 1,004件→666件 (▲338)
- ・自動車税の納期内納付の状況(台数、金額、納期内納付率)
 令和2年度 31,279台 1,087,615千円 88.10%
 令和元年度 30,275台 1,055,298千円 85.14%
- ・差押えの執行状況(件数、税額)
 令和2年度 52件 6,271,399円 令和元年度 152件 19,299,877円
- ・各種調査を通じ、個人事業税や法人県民税等の賦課決定及び登録情報管理、不動産取得税の賦課決定や非木造家屋の家屋評価を行うとともに、不申告法人等の解消(60件)や医療法人の申告納付額の更正(2件)・指導(5件)、未登録機械による免税軽油不適切使用による申告納付遡還(3件)や指導を行い、適正・公平な課税に結びつけた。

令和2年度調定額及び収入済額概要(令和3年5月31日現在 単位:百万円、%)

税目	調定額	前年比	収入済額	徴収率	
				今年度	前年度
個人県民税	2,544	100.4	2,516	98.9	98.9
自動車税	1,164	100.3	1,162	99.9	99.9
法人二税	1,010	94.7	1,004	99.3	99.5
不動産取得税	124	122.8	122	98.0	97.4
その他 個人事業税 産廃税 狩猟税 鋳区税	89	103.5	87	98.2	99.7
合計	4,931	99.7	4,891	99.3	99.2

エ 課題

- ・中部県税事務所において、未納額全体に対する個人県民税の占める割合(R1決算で73.6%、R2決算で69.3%)は、調定額全体に占める割合(同51.2%、51.6%)よりも明らかに高い状態となっている。さらなる個人県民税の徴収率向上のためにも、各市町や鳥取中部ふるさと広域連合(中部の市町で構成する広域連合で、市町税の滞納繰越分の徴収を行う組織)との連携を深め、協力して滞納整理を進めていく必要がある。
- ・新型コロナウイルス感染拡大を受けて、幅広い分野において大きな影響が出ている状況である。新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例対象外の事業者等であっても、現行の徴収猶予制度の適用が可能であることから、事業者等の状況に応じて迅速、柔軟及び適切な対応を行うことが必要である。

- ・不申告法人等の実態把握や申告恣憑、医療法人の間違った申告及び不適切な免税軽油の使用等を抑止し、効果的に是正していくためにも反復・継続した効率的な税務調査を実施することが必要である。
- ・調査結果や制度見直し等を踏まえた調査対象や調査内容の見直しが必要である。

5 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
家屋評価業務の一部集約	—				
将来ビジョン	—				
令和新時代創生戦略	—				
政策項目	—				

(概要)

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

県が行う非木造家屋の評価業務については、各県税事務所の不動産取得税担当職員が圏域単位で行っているが、業務内容は専門性・技術性が求められ、人材育成に時間を要する。また、圏域ごとに異なった評価方法にならないようデータベースや担当者会議等で情報共有を行ってはいるが、建築資材や設備の取り方等、細かな取扱いで異なる事例もあり、評価方法の平準化が課題となっていた。

令和2年度は、東部及び西部県税事務所の不動産取得税担当係長各1名を中部県税事務所に兼務職員として配置し、東・西部圏域の200㎡規模以上の評価業務を専門に行いながら、評価経験のある者が初任者の人材育成を行うとともに、各圏域の評価方法の摺合わせや平準化に向けた検討を行うなど、業務の一部集約による効率的な評価業務を行うことを目的とした職員配置を行った。

(イ) 事業の実施状況

《評価実績(令和3年建築分除く)》

	管内全体 評価対象件数 (A)	うち中部配置職員 評価対象件数 (B)	担当割合 (B)/(A)	調査件数 (C)	評価件数 (D)
東部	94件	44件	46.8%	44件	44件
西部	193件	74件	38.3%	74件	74件

《人材育成》

○評価業務未経験者への研修実施(4月～5月)

- ・地方税法関係及び家屋評価関係(初任者研修資料活用)
- ・簡易な非木造家屋の手計算・家屋評価システム入力方法研修
- ・中・大規模物件の見積計算方法の研修(過去の評価計算資料活用)
- ・現地調査研修(評価業務経験者との同行調査)

○年度を通じた評価業務の指導やフォロー

- ・現地調査での計測箇所や確認事項の指導、計算方法の指導や書類チェック
- ・大規模家屋等、初任者に難しい案件は評価業務経験のある係長が協力して評価

《評価方法の平準化》

- 中部配置の東・西部兼務係長2名と中部担当係長が適宜、評価方法の摺合わせや平準化のための検討を行うとともに、東・西部兼務係長が東・西部職員との調整を図りながら取りまとめを行った。

イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- 評価業務の進捗状況について、月単位での目標設定と実績をデータで見える化し、効率的に進捗管理を行えるよう改善。

ウ 成果及び効果

- 評価業務経験者が初任者に研修や指導を行うことで、大規模家屋の評価が比較的早い段階で行えるようになるなど、効率的に人材育成を行うことができた。
- 建築件数の多い西部の物件を東部兼務係長が協力して評価をするなど、圏域を超えて評価業務量の調整を図ることができた。

工 課 題

- 専門性、技術性が必要な家屋評価業務は人材育成に時間を要するため、年度当初の段階から評価経験のある職員による全県単位での初任者への研修や、難易度に応じた段階的な評価を経験させるなど、計画的かつ効率的に人材育成を行う必要がある。
- 圏域によって家屋の規模や建築件数に差異があるため、中部配置の東・西部兼務係長が評価件数の調整を行うことで、全県を通じて担当者1人あたりの評価業務量の均衡化を図る必要がある。

(参考) 過去3カ年の評価件数及び評価対象床面積

(単位: 件数、㎡)

	東部		中部		西部		3県税平均	
	全体	1人	全体	1人	全体	1人	全体	1人
評価件数	91	<u>22.7</u>	110	<u>36.5</u>	148	<u>36.9</u>	116	<u>32.1</u>
評価面積	49,680	<u>12,420</u>	23,052	<u>7,684</u>	54,488	<u>14,367</u>	43,397	<u>11,490</u>

※令和2年度一部集約の評価件数は東・西部で計上

- 中部で東・西部の200㎡以上の家屋の評価を担当したことにより、東・西部の評価経験の少ない職員が小規模家屋しか担当できなかったことから、東・西部職員の人材育成面が課題となった。次年度は床面積以外の基準で評価業務を分担するなどの改善策を講じる必要がある。

6 収入証紙取扱調べ

有 ・ 無

7 現金の取扱状況

(1) 現金取扱状況

(令和3年5月31日現在)

収入科目 (節)	収入済額 (円)	件数 (件)	備 考
県 税	37,649,760	1,086	県税収入 (延滞金、加算金を含む)
手数料	8,000	20	納税証明書交付手数料
諸収入	1,260	30	コピー代、電子申請分納税証明書送料
合 計	37,659,020	1,136	

(2) つり銭の状況

(令和3年5月31日現在)

つり銭の有無	有	つり銭の額 (円)
		40,000

8 財産に関する調べ

(1) 公有財産 該当なし

(2) 金券類の保有状況

ア 金券の保有状況 有 ・ 無

イ タクシーチケットの保有状況 該当なし

9 財産の貸付け及び使用許可調べ 該当なし

10 借受不動産等調べ 該当なし

11 職員駐車場の管理状況調べ 該当なし

12 寄附物件の受納状況調べ 該当なし

13 備品の処分状況調べ 該当なし

14 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(1) 亡失、損傷の報告状況

有 ・ 無

(2) 物品確認の実施状況

有 ・ 無

(1) 県税未収金 (令和3年5月31日現在)

① 過年度分

年度区分	税目	前年度からの繰越		当該年度								翌年度繰越		備考
		過年度未収額	件数	繰越後の減額	件数	減額後調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	未収額	件数	
21 以前	不動産取得税	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)					(0)	(0)	※徴収猶予(生前贈与) 329,210円(14件)
	計	611,230	22	282,020	8	329,210	14	0	0	0	0	329,210	14	
23	自動車税	15,700	1			15,700	1	15,700	1			0	0	
	計	15,700	1	0	0	15,700	1	15,700	1	0	0	0	0	
24	自動車税	29,600	1			29,600	1	29,600	1			0	0	
	計	29,600	1	0	0	29,600	1	29,600	1	0	0	0	0	
28	不動産取得税	(40,100)	(2)			(40,100)	(2)			(40,100)	(2)	(0)	(0)	
		40,100	2	0	0	40,100	2	0	0	40,100	2	0	0	
	自動車税	74,800	2			74,800	2	20,000	0			54,800	2	
計	114,900	4	0	0	114,900	4	20,000	0			54,800	2		
29	法人県民税	436,900	7			436,900	7	55,600	3			381,300	4	
	法人事業税	4,550,000	4			4,550,000	4	15,326	1			4,534,674	3	
	自動車税	49,120	3			49,120	3					49,120	3	
	個人事業税	138,100	2			138,100	2					138,100	2	
	計	5,174,120	16	0	0	5,174,120	16	70,926	4			5,103,194	12	
30	法人県民税	111,200	6			111,200	6					111,200	6	
	法人事業税	107,700	2			107,700	2					107,700	2	
	自動車税	107,700	2			107,700	2					107,700	2	
	計	326,600	10	0	0	326,600	10	0	0	0	0	326,600	10	
31	法人県民税	224,900	10			224,900	10	54,925	3			169,975	7	
	法人事業税	56,400	1	56,400	1	0	0					0	0	
	個人事業税	108,300	2			108,300	2					108,300	2	
	不動産取得税	(1,809,403)	(9)			(1,809,403)	(9)	(152,200)	(8)			(1,657,203)	(1)	
		1,891,503	13	0	0	1,891,503	13	152,200	8			1,739,303	5	※徴収猶予(生前贈与) 82,100円(4件)
	自動車税	668,000	15	39,600		628,400	15	284,700	10			343,700	5	
計	2,559,503	28	39,600	0	2,519,903	28	436,900	18			2,083,003	10		
個人県民税	25,532,675		107,023		25,425,652		12,849,507		1,243,718		11,332,427			
合計	個人県民税	25,532,675		107,023		25,425,652		12,849,507		1,243,718		11,332,427		
	法人県民税	773,000	23	0	0	773,000	23	110,525	6	0	0	662,475	17	
	法人事業税	4,714,100	7	56,400	1	4,657,700	6	15,326	1	0	0	4,642,374	5	
	不動産取得税	(1,849,503)	(11)	(0)	(0)	(1,849,503)	(11)	(152,200)	(8)	(40,100)	(2)	(1,657,203)	(1)	
		2,542,833	37	282,020	8	2,260,813	29	152,200	8	40,100	2	2,068,513	19	※徴収猶予 411,310円(18件)
	自動車税	944,920	24	39,600	0	905,320	24	350,000	12	0	0	555,320	12	
	個人事業税	246,400	4	0	0	246,400	4	0	0	0	0	246,400	4	
計	34,753,928	95	485,043	9	34,268,885	86	13,477,558	27	1,283,818	2	19,507,509	57		
29	地方法人特別税	1,989,600	4			1,989,600	4	12,374	1			1,977,226	3	
30	地方法人特別税	46,600	2			46,600	2					46,600	2	
31	地方法人特別税	24,300	1	24,300	1	0	0					0	0	
地方法人特別税計	2,060,500	7	24,300	1	2,036,200	6	12,374	1	0	0	2,023,826	5		

注) 件数の合計は個人県民税分を除く。

② 現年度分

(令和3年5月31日現在)

税目	調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	差引		備考
							未収額	件数	
個人県民税	2,518,555,880		2,503,157,782		42,657		15,355,441		
法人県民税	(134,673,600) 134,999,600	(2,390) 2,404	(134,553,777) 134,553,777	(2,385) 2,385	(29,700) 29,700	(2) 2	(90,123) 416,123	(3) 17	※徴収猶予 ：コロナ特例 326,000円(14件)
法人事業税	(869,110,900) 869,963,200	(1,018) 1,022	(869,110,900) 869,110,900	(1,018) 1,018		0	(0) 852,300	(0) 4	※徴収猶予 ：コロナ特例 852,300円(4件)
個人事業税	(79,680,200) 79,727,500	(1,151) 1,152	(78,419,600) 78,419,600	(1,141) 1,141		0	(1,260,600) 1,307,900	(10) 11	※徴収猶予 ：コロナ特例 47,300円(3件)
不動産取得税	(121,942,000) 122,280,400	(1,091) 1,117	(121,833,250) 121,833,250	(1,089) 1,089	(0)	(0)	(108,750) 447,150	(2) 28	※徴収猶予 ：生前贈与等 338,400円(26件)
自動車税(種別割)	(1,162,220,700) 1,162,278,400	(34,258) 34,259	(1,161,635,900) 1,161,635,900	(34,246) 34,246		0	(584,800) 642,500	(12) 13	※徴収猶予 ：コロナ特例 57,700円(1件)
自動車税	580,200	12	580,200	12		0	0	0	
鉱区税	734,000	21	734,000	21		0	0	0	
狩猟税	520,800	83	520,800	83		0	0	0	
産業廃棄物 処分場税	7,211,255	29	7,211,255	29		0	0	0	
合計	(4,895,229,535) 4,896,851,235	(40,053) 40,099	(4,877,757,464) 4,877,757,464	(40,024) 40,024	(72,357) 72,357	(2) 2	(17,399,714) 19,021,414	(27) 73	
地方法人特別税	(336,603,700) 336,955,600	(1,000) 1,004	(336,603,700) 336,603,700	(1,000) 1,000		0	(0) 351,900	(0) 4	

・上段()は、徴収猶予分を除いた金額、件数

(2) - 1 税外収入未済額(県税関係) (令和3年5月31日現在)

① 過年度分

区分 税目	年度	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
			円		円		円		円	
法人事業税	26			1	42,598			1	42,598	
	29			1	2,653			1	2,653	
	30			1	9,084	4	1,874,124	5	1,883,208	
法人事業税計				3	54,335	4	1,874,124	7	1,928,459	
地方法人特別税	26			1	34,502			1	34,502	
	29			1	2,147			1	2,147	
	30			1	3,916	4	809,576	5	813,492	
地方法人特別税計				3	40,565	4	809,576	7	850,141	
合計		0	0	6	94,900	8	2,683,700	14	2,778,600	

② 現年度分 該当なし

(2) - 2 税外収入未済額(県税関係以外) (令和3年5月31日現在)

該当なし

16 未収金回収促進のための取り組み状況

(1) 県税関係

取組の状況	取組効果
<p>総括</p> <p>① 滞納整理事務の執行に当たっては、早期に納税折衝等を開始することとし、滞納者の実態を把握しながら、適切な納税指導を行っている。</p> <p>また、納税意思が希薄である滞納者については、地方税法等関係法令の規定に基づき、厳正な滞納処分を実施した</p> <p>また、個人情報の漏洩が県民の税務行政に対する信頼を失わせ、円滑な調査事務ひいては収税確保に大きな支障となることから、個人情報保護強調月間を設け漏洩防止に努めた。</p> <p>(自動車税における取り組み)</p> <p>ア 差押予告状を発付した滞納者について、早期に市町での職業調査を実施し、勤務先・年収等から納税資力・財産の把握に努めることにより、効果的な滞納整理事務につなげた。</p> <p>イ 平成28年度からは、滞納者本人への「給与照会予告」の送付を省略し、直ちに勤務先へ「給与照会」を行い、事務の効率化を図った。</p> <p>② 県税徴収事務合理化要綱に規定している「滞納整理の8段階方式」について、滞納者の実態や税目に応じて催告を省略して効率的な滞納整理を図るとともに、滞納者の実情に応じた催告文書（債権調査調査、家宅搜索予告等）を適時に送付することにより滞納者に自主納税を強く勧奨した</p> <p>③ 大口滞納者等の徴収困難事案については、個別に進捗状況を把握した上でヒアリングにより徴収方針を練り直す等、所内・課内協議を適宜行いながら的確な収税確保策を講じた。</p> <p>④ 平成29年度から分納を希望する滞納者には、分納誓約書を提出させる前に収入支出の現状を通帳などの資料により確認し、分納の可否については厳格な審査に基づいて判断するとことを、全ての滞納者に対して継続して実施している。これにより分納が特例的な扱いであることを認識させるとともに、誓約どおりに納付計画を履行する必要があること、本来は税金は期限内納付すべきものであることについての意識の醸成に努めた。</p> <p>⑤ 倒産等の突発的な緊急事案発生時には担当を超えた体制で機動的に対応し、迅速、的確な債権確保に努めた。</p>	<p>○徴収率</p> <p>99.2% (前年度99.3%)</p> <p>○督促状発付件数（自動車税）</p> <p>R 1 : 2,762件</p> <p>R 2 : 1,719件(対前年▲1,043件)</p> <p>○差押予告発付件数（自動車税・7月）</p> <p>R 1 : 1,004件</p> <p>R 2 : 666件(対前年▲338件)</p>

取組の状況	取組効果
<p>⑥ 財産がない等、滞納処分をすることができない事案について、適正に滞納処分の執行停止を行い、債権管理の適正化を図った。</p> <p>【月間目標設定による取り組み】</p> <p>⑦ 個人情報保護強調月間（5月） 個人情報の漏洩は県民の税務行政に対する信頼を失わせ、税収確保に大きな支障となることから、納税通知書の発付時期である5月を個人情報保護強調月間として、漏洩防止に取り組んだ。以降も年間を通じて個人情報の漏洩防止に取り組む、信頼確保に努めた。</p> <p>⑧ 自主納税促進強調期間（11月） 納税の従遷を行う際に口座振替利用を勧奨する等、自主納税の意識高揚を図った。</p>	

(2) 税外収入関係

取り組み対象の未収金 〔科目(目・節)〕	債権管理事務 取扱要領の 作成の有無	取 り 組 み 状 況	取 り 組 み 効 果
延滞金・加算金	有 (H29.3.22付 税務課長通知 「税外未収金 (加算金・延 滞金・滞納処 分費)の確保 対策につい て)」	<p>① 本税納付時に税外金を完納させることを強く指導。</p> <p>② 分割納付を認める場合も、延滞金を含めた分納計画を立てさせ、納付誓約書にその旨を記載させた。特に高額滞納者の場合は、厳重にその履行を監視した。</p> <p>③ 延滞金確定と同時に納付書を送付するとともに、納付のない場合は催告状を送付(年2回)し、納付を強く促した。</p>	<p>○ 財源の確保や公平性の確保の観点から、延滞金等を含めた計画的な納付と履行監視により、税外未収金の発生を抑制した。</p> <p>○ 催告状の発送等により納税意識が向上した。</p>

17 不納欠損処分調べ

<県税>

(令和3年5月31日現在)

調定年度	科目 〔税目又は 目、節〕	滞納者	納付期限	債権消滅 の起算日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額	不納欠損処分を行った理由
R2	法人県民税	① ②	R1.9.30 R3.1.4	R2.8.15 R3.1.30	R3.5.14 R3.5.26	円 8,700 21,000	「即時消滅」 消滅理由：事業再開の見込みなし 滞納処分をすることができる財産がない
法人県民税 計		2 件				29,700	
H28	不動産取得税	③	H29.1.4	H30.3.23	R3.3.25	26,900	「停止後3年経過」 執行停止日：H30.3.22 根拠法令：地方税法第15条の7第1項第2号 停止理由：生活困窮
H28	不動産取得税	③	H29.1.4	H30.3.23	R3.3.25	13,200	「停止後3年経過」 執行停止日：H30.3.22 根拠法令：地方税法第15条の7第1項第2号 停止理由：生活困窮
不動産取得税 計		2 件				40,100	
合 計		4 件				69,800	

<税外>

調定年度	科目 〔税目又は 目、節〕	滞納者	納付期限	債権消滅 の起算日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額	不納欠損処分を行った理由
H25	延滞金	④	H25.5.31	H27.6.23	R3.3.15	円 8,400	「時効消滅」 督促状発付日：H25.6.20
H26	延滞金	⑤	H26.6.2	H27.4.29	R3.3.15	2,500	「時効消滅」 督促状発付日：H26.6.20
合 計		2 件				10,900	

17-2 延滞金の処理

※別途提出

○ 意見、要望等

(1) 業務に関する意見・要望等

特になし

(2) 監査委員事務局に対する要望等

特になし